

生徒用 異常気象/巨大地震時対応マニュアル

愛知県立内海高等学校

異常気象（台風等）

異常気象時における生徒の登下校について

1 生徒の登校する以前に、知多地域に暴風警報が発令されている場合

- (1) 始業時刻 2 時間前（午前 6 時 45 分）までに警報が解除された場合は、平常通りの授業を行う。
 - (2) 始業時刻 2 時間前（午前 6 時 45 分）から午前 11 時まで警報が解除された場合には、解除後 2 時間を経過してから当日の授業を始める。
 - (3) 午前 11 時を過ぎても警報が解除されない場合には、当日の授業を中止する。
- ※通学路において、暴風警報が発令されている場合や冠水・河川の増水等により、登校が危険な時や交通機関の途絶等によりで登校が困難な場合には自宅待機とし、登校させない。
- (4) 警報解除に伴い、阿久比町・大府市に居住する生徒は、知多地域の他の市町が解除されていることを確認して、上記(1)、(2)の内容に従うこと。

2 生徒の登校後に、知多地域に暴風警報が発令された場合

- (1) 気象・交通機関及び通学路の状況等から生徒を安全に帰宅させられると判断したときは、当日の授業を中止して速やかに下校させる。
- (2) 通学路が危険と認められるときや通学距離等により帰宅が困難なときは、当該生徒を校内において待機させる。

3 生徒の登校する以前に、知多地域（生徒が居住する市町村）に警戒レベル 4 以上または特別警報が発令されている場合

- (1) 当日の授業を中止する。
- (2) 知多地域以外に居住している生徒で、その居住地で警戒レベル 4 以上または特別警報が発令されている場合は登校させない。
- (3) 解除された後も当日の授業は中止とする。
- (4) 解除された翌日は平常通りの授業を行う。

4 生徒の登校後に、知多地域に警戒レベル 4 以上または特別警報が発令された場合

- (1) 即刻、授業を中止し、災害の状況等に関する情報収集並びに生徒の生命及び安全を確保する最善の対応（速やかな下校、校内待機、保護者への引き渡し等）を迅速に行う。
- (2) 生徒を校内に待機させた場合は、特別警報等の解除後も災害の状況等に関する情報収集に努め、生徒を安全に下校させられると判断できるまで下校させない。
- (3) 警戒レベル 4 以上または特別警報解除後（翌日以降）の授業の開始については、学校からの一斉メールやホームページ等で連絡する。

5 上記1～4の場合以外で、大雨等の異常気象によって生徒の安全確保に困難が予想される場合

- (1) 学校周辺の災害状況等を踏まえて判断し、休業や授業の中止を決定する。
- (2) 生徒が居住する地域の災害状況等により、安全に登校できないと校長が認める場合は、当該生徒を自宅待機とし、登校させない。
- (3) 以上の場合、学校からの一斉メールやホームページ等で連絡する。

【台風等異常気象時における対応のまとめ】

種類		自宅にいる場合の対応	学校にいる場合の対応	
気象台が発表する防災気象情報	特別警報	暴風・大雪・ 暴風雪・波浪	自宅待機 (直ちに命を守る最善行動)	校内待機
	警報	暴風	自宅待機 ・始業2時間前までに解除 →平常授業 ・午前11時までに解除 →解除後2時間を経て授業 ・午前11時以降継続 →休業	下校または校内待機
		大雪・暴風雪・波浪	平常登校	平常授業
	注意報	大雪・強風・その他	平常登校	平常授業
	レベル5 特別警報	大雨・氾濫・ 土砂災害・高潮	自宅待機 (直ちに命を守る最善行動)	校内待機 校内の高い場所または崖 から離れた場所に移動
	レベル4 危険警報		自宅待機 (早めの避難を考慮する)	校内待機 校外の避難所への移動 保護者へ引き渡し等
	レベル3 警報		平常登校	平常授業
レベル2 注意報	平常登校		平常授業	
市町村が発表する避難情報	学校が 所在する 市町村	警戒レベル4以上	自宅待機	校内待機 校外の避難場所への移動 保護者へ引き渡し等
		警戒レベル3以下	平常登校	平常授業
	児童生徒 が 居住する 市町村	警戒レベル4以上	避難	校内待機 校外の避難場所への移動 保護者へ引き渡し等
		警戒レベル3以下	平常登校	平常授業

※平常登校および平常授業の場合においても、災害の状況及び気象・交通機関・通学路の状況等を踏まえて、休業や授業の中止を決定する。

※児童生徒の居住する地域の災害の状況及び気象・交通機関・通学路の状況等により、安全に登校できないと校長が認める場合は、該当児童生徒を自宅待機とする。

公共交通機関が途絶した場合

1 大雨警報、洪水警報等の警報発令時に交通機関が途絶した場合

- (1) 午前 11 時まで交通機関が復旧せず、替わりの交通機関を利用することができない場合には登校には及ばない。
- (2) 登校中に交通機関が途絶した場合には、速やかに学校へ連絡をし、指示を受ける。
- (3) 公共交通機関を利用しない生徒で、道路、橋等の破壊、冠水により登校が危険な場合には登校には及ばない。

2 警報の発令を伴わない場合の災害、又は事故により交通機関が途絶した場合

- (1) 午前 11 時まで交通機関が復旧せず、替わりの交通機関を利用することができない場合には登校には及ばない。
- (2) 登校中に交通機関が途絶した場合には、速やかに学校へ連絡をし、指示を受ける。
- (3) 公共交通機関を利用しない生徒は、登校して授業を受ける。

巨大地震（南海トラフ）

南海トラフ地震に関する対応について

◆臨時情報等の発令時の対応について

1 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）の場合

- (1) 生徒の安全確保に留意しながら、原則として通常の授業や行事は行い、授業終了後には、児童生徒等を速やかに帰宅させる。
- (2) 部活動や補習については、実施しない。
- (3) 校外活動については、発表後に出発する場合は延期（中止）し、校外で活動中の場合は速やかに帰校させる。

2 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の場合

- (1) 通常どおりの教育活動を行う。
- (2) 校外活動については、発表後に出発する場合は一時見合わせ、校外で活動中の場合はいつでも帰校できるよう準備する。

※地震発生から 1 週間後、国からの発表を受け、大地震発生の可能性がなくなったわけではないことに留意しながら、通常どおりの教育活動を行う。

3 南海トラフ地震臨時情報（調査終了）の場合

- (1) 通常どおりの教育活動を行う。

◆登下校中に大きな地震が起きた場合の対応について

1 地震の揺れを感じたら

- (1) 周囲の状況を十分に確認して、「落ちやすいもの」「倒れやすいもの」「移動しやすいもの」から離れてしやがむ。
- (2) バッグなどで頭を守る。
屋根瓦、外壁、ガラス、看板の落下に注意するとともに、ブロック塀、電柱、電線、自動販売機からできるだけ離れる。崖・山崩れ、堤防決壊、液状化現象などにも注意が必要で、崩れそうな場所や水のそばからできるだけ離れる。
- (3) 自転車に乗っていたらすぐに降りる。
- (4) 橋や歩道橋の上に居る場合は、動けるなら早く渡りきる。
- (5) バス・電車・船に乗っている時は、棚から荷物が落ちてこないか確認する。また座っている時は、手すりや座席にしっかりつかまり、立っている時は、手すりなどにつかまるか、つかまれないときはしやがむ。

2 地震の揺れが収まったら

- (1) 崖や山崩れのおそれのある場所、河川、海岸からできるだけ離れ、高台に避難するか最寄りの避難場所に行く。
- (2) 徒歩や自転車を使用している場合は、最寄りの避難場所へ行く。
- (3) 公共交通機関利用者は、乗務員の指示・誘導に従う。
- (4) 避難後、登校するか、帰宅するか、その場で待機するかは、状況を判断して安全な行動を選ぶ。

◆南海トラフ地震等大規模地震が発生した場合について

- (1) 南海トラフ地震等大規模地震が起きた場合は、学校から連絡があるまで待機とする。
- (2) 登下校時は原則として帰宅する（ただし、状況によっては学校又は、最寄りの避難所に避難する）。
- (3) 登校後は、学校の指示に従う。
- (4) 南海トラフ地震等大規模地震発生後は、災害用伝言ダイヤル等を利用して、必ず学校へ被災状況等を連絡する。

◆災害用伝言ダイヤルの利用方法

- (1) 伝言の録音（自分の状況の連絡） 方法
1 7 1 - 1 - 市外局番 - 自宅固定電話の番号
(携帯電話での利用は通信事業者により異なる)
- (2) 伝言の再生（学校からの連絡の確認） 方法
1 7 1 - 2 - 0 5 6 9 - 6 2 - 0 1 3 9
(内海高校の電話番号)

愛知県立内海高等学校	郵便番号	470-3321
	所在地	知多郡南知多町大字内海字奥鈴ヶ谷1-1
	電話番号	(0569) 62-0139
	FAX	(0569) 62-3248
	URL	http://www.utsumi-h.aichi-c.ed.jp/